

「モニタリング調整会議」について

（ 令 和 3 年 4 月 2 7 日  
関 係 省 庁 等 申 合 せ ）

1. 目的

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリングを  
確実かつ計画的に実施することを目的として、関係省庁、地方公共団体及び原  
子力事業者が行っている放射線モニタリングの調整等を行うため、モニタリン  
グ調整会議を開催する。

2. 構成

本会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認め  
るときは、関係者の出席を求めることができる。

3. 事務局

本会議の庶務は、原子力規制庁及び環境省において処理する。

4. 議事の記録等の取扱い

(1) 事務局は、会議終了後に、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者  
及び発言内容を記載した議事の記録の作成を行う。また、議事要旨を作成  
し、公開する。

(2) 会議の配付資料については、原則公開とする。

5. その他

前各項に定めるもののほか、本会議の運営に関する事項その他必要な事項は、  
議長が定める。

(別紙)

## モニタリング調整会議の構成

### 議長

環境大臣

### 副議長

環境大臣政務官

### 事務局長

原子力規制庁 核物質・放射線総括審議官  
環境省 水・大気環境局長

### 構成員

内閣府 政策統括官（原子力防災担当）  
内閣府 原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐  
内閣府 原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局長補佐  
警察庁 警備局長  
文部科学大臣 初等中等教育局長  
厚生労働省 大臣官房危機管理・医務技術総括審議官  
農林水産省 農林水産技術会議事務局長  
水産庁 次長  
資源エネルギー庁廃炉・汚染水・処理水特別対策監  
国土交通省 大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官  
気象庁 次長  
海上保安庁 次長  
防衛省 統合幕僚監部総括官  
福島県  
東京電力ホールディングス株式会社

※構成員及びオブザーバーは必要に応じて変更することがある。